

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回和泉市いじめ防止対策委員会
開催日時	令和7年8月6日（水）15時00分から17時00分まで
開催場所	和泉市教育センター 2階 セミナー室1
出席者	・和泉市いじめ防止対策委員会委員 野田委員長、東委員、水流添委員 ・教育委員会事務局 大槻教育長、上田教育指導監、永井学校教育室長、 仲谷児童生徒支援担当課長、日美主幹
会議の議題	・本市におけるいじめ防止に関する取組みについて
会議の要旨	・和泉市立学校におけるいじめの現状と分析、取組みの説明を事務局から受け、いじめ防止対策等について審議した。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	一部非公開 （和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第10条第1項第2号） 傍聴者0名

1. 大槻教育長より開会の挨拶

2. 事務局より説明

- ・和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の改訂内容について
- ・和泉市いじめ防止基本方針の改定内容について
- ・いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの内容について
- ・令和6年度和泉市いじめに関する調査結果概要について
- ・いじめ対応研修3「いじめの未然防止・早期発見について」事後アンケートについて
- ・いじめ対応研修4「いじめ重大事態について」事後アンケート

3. 意見交換

（野田委員長）

条例やいじめ防止基本方針、公表ガイドラインについて、市にある個人情報保護審査会等、会議体によるコンプライアンス等にかかる確認は済んでいるか。また、条例は既に施行済みだがいつからか。

（事務局）

済んでいる。いずれも令和7年4月1日施行。

（野田委員長）

本委員会はいじめ重大事態調査の担当事務から外れているが、調査結果を受け、教育委員会が本委員会において検討や議論の意向があれば、本会にて対応するという事か。

（事務局）

その通り。再発防止に向けた取組み、市としての今後のいじめ防止にかかる取組みの方向性についてご意見いただきたい。

（野田委員長）

承知した。市として必要な取組み等について検討や議論を行う。

（水流添委員）

研修事後アンケートについて、認識が変わったという回答が21.8%とあるが、いじめ未然防止早期発見にかかるどのような認識が変わったのか。これまでの認識ではうまくいかないことがあったのかなどアンケートでは回答があるか。

（事務局）

アンケート調査では認識にかかる具体の回答は求めている。本研修は学校事務職員も対象としているため、初めていじめにかかる研修を受講した教職員もいることから、一定数はこれまでとの認識が変わったと回答することは想定していた。

(東委員)

アンケートへの回答率が小学校は 72%であるが、中学校は 57.6%であった。研修後に実施しているにもかかわらず、回収率が低いと感じるが、アンケート用紙を後日送付させているのか。

(事務局)

オンデマンド研修の最後に QR コードにより Google フォームへの回答を促しているが、回答にまでたどり着いていない教職員もいる。

(東委員)

各自が学校において見る研修ということか。

(事務局)

その通り。受講できていない教職員もいる。

(東委員)

資料 4 について、いじめを認知した学校数は 100%だが、いじめ認知にかかる学校間格差が課題であるとのことだが、少しずつ改善されてきているのか、または例年と同じように、学校によっては少し改善されたところもあるが格差は残っているという捉えか。

(事務局)

後者の捉え方。学校による認知数は増えた学校もあるが、格差はまだある。しかし、これまで認知件数が極端に低かったが、今回の研修を受けて認知件数があがった学校もある。

(水流添委員)

資料 4 について、いじめの態様別の「金品をたかられる」が他と比べても過去との比率が高くなっているが、物価上昇などに起因する貧困もあるということなのか気になる。

(事務局)

「金品をたかられる」の定義を、お金を取られることだけにとどまらず、物も含めて金品という捉えをしているところ。最近では、トレーディングカードなどが多い。

(水流添委員)

学校外でということか。

(事務局)

その通り。

(野田委員長)

資料 4 に関して、和泉市の特徴として、「軽くぶつかる叩かれる」の割合が高く、中学校だと全国の倍。母数による割合のため高い低いが合っているかと思うが、一方で「ひどくぶつかる叩かれる」の割合は低

い。どこで「軽く」と「ひどく」の線を引くのが難しい。また、有形力の行使や金品をたかられるなどの犯罪のカテゴリーに明確に入るものは、仲間外しなどとは意味合いが違うが、国の方向性は、犯罪に該当するものは、警察に相談するという事なので、いじめであると同時に、生徒指導案件として捉えていくことが必要。事案の事実確認や背景調査などレベルあげる必要がある。

また、小中ともにいじめの認知にかかる千人率は上がったものの、全国であれば小中を比較すると、小の方が中学校より認知件数は倍以上あるが、和泉市は小学校の方が低い。これは担任教員が抱え込んでいるのか、いじめとして認知してないのか、いずれにしても危機的な状況だと思われる。他にもご自由に発言いただけたらと思う。

(水流添委員)

いじめ対応研修が効果をあげたと実感しているが、今後は、援助希求や教職員の受け止めスキルについての研修が必要だと言われている中、市としてどのような研修が実施または予定されているか。

(事務局)

4月の和泉市SC・SSW合同連絡会において、大阪府の方針としても示されたSOSの出し方教育について、各校によるSCと連携した研修等の実施について依頼を行った。また、SOSの受け止めについて、市長部局子育て支援室と連携し、ゲートキーパー研修を各校の養護教諭や生徒指導担当教員を対象に進めてきたところ。各校の担当には実施してきたが、今後どのように展開していく必要があるのか、ご助言いただきたい。

(水流添委員)

おそらくSOSを出しましょうとか受け取りましょうということに特化して実施していても、日頃の授業などにおいて発表する場面設定ができていないとなると、結局はSOSを出すということは難しい。また、日頃からの関係性等があることでSOSが出せるとなると、学校教育活動とリンクさせて行う必要がある。

(事務局)

前からご意見いただいている通り、和泉市は本人からのいじめの訴えより保護者からのいじめの訴えの方が多く、それは全国の順位とは逆であることも関連してくる内容でもある。

発達指示的生徒指導をすすめ、自己有用感・自己肯定感を育む必要がある一方で、SOSの出し方教育を教職員にも意識させ、子どもにどのように発信していくかについて、ある中学校では、SCが全校生徒に対してSOSの出し方教育の授業を行った。事務局が発信したことを学校が受け取り、専門家と連携して実施したプロセスを、事務局より通信として発行し、全教職員向けに発信した。昨年度の本委員会でご助言いただいた通り、SOSの出し方教育及びSOSの受け止めについては今年度事務局の取組みとして重点に置いている。

援助希求の具体についてもすすめる必要があるが、それを補足するようなツールを導入している自治体もある。例えばいじめの通報アプリといったものも増えてきており、援助希求を助けるアプリなど、その効果などご教示いただきたい。

(野田委員長)

最近では、健康観察のために、晴れや曇り、雨マークなどで気持ちを現すようなソフトがある。例えば1週間雨マークが続いたときに、先生の対応で多いことは、その子どもを呼び、「最近どう？」などと聞くことがある。基本的にそれ事態が嫌な子どもも多い。SOSの出し方教育の必要性については、特に日本のいじ

めの場合、加害者だけでなく被害者も隠してしまう難しさがある。呼び出されることを避けて、被害行為を隠したり、嘘をつくなどのことも想定してシステムがつくられているわけではないという難しさもある。つまりは、ツールは活用したとしても、異変を察知する教職員の感度も育む必要がある。ツールにより出たデータと、教職員がキャッチした情報のずれもしっかりと認識できるようにしておくことが大切。思春期にある子どもの心理は、計測器だけをもって分かるものではないということ。

（水流添委員）

子どもたちには援助希求をととは言うけれど、先生方の感度をいかに高めるかといった研修もいいかもしれない。特に経験の浅い先生は、何をキャッチすればいいのか難しいことがある。

（事務局）

管理職と話をする中で、教職員の五感を鍛えるといったことの難しさを感じている。

（東委員）

やはり、人間力を高めないといけない。カウンセラーになる時に、感受性訓練というものがあるが、いじめ対応を行う上での、基本なのかもしれない。AI は活用しつつも、一步を踏み出すのはやはり人間。どんな反応をしているか、どう理解できているかなどに思いを馳せることが大切。

そんな中で、和泉市の強みとして、こういったいじめに係る委員会は形骸化しやすいが、この委員会で持ち寄った意見を取組みに写し、一定研修等について現場からの抵抗は予想しつつも、すすめているところがある。また本人の訴えよりも保護者からの訴えが多いことも、視点を変えれば、保護者と学校との連携がすすんでいるということ。教職員の負担はあるかもしれないが、保護者が言いやすい教職員との関係性があるとう肯定的な捉え方もできる。

教職員の人間力等に支えられていることもあるが、協力して取組みをすすめることの素晴らしさ先生方に知ってほしいと思う。いじめを「誰にも相談しない」の数値 0%なのもすばらしいこと。

（事務局）

各校において、カウンセリング週間などを活用して、話をする機会が確保されていることも大きい。先ほど東委員からあった感受性訓練とは何かご教示いただきたい。

（東委員）

グループワークなどを活用しながら、一対一の相談場面を見て、感じることなどを共有したり、表情の変化を見たり、予想したりすること。

（事務局）

事例があれば、委員が実際に感じたことなどご教示いただきたい。

（野田委員長）

非認知能力にかかるもので、例えば目隠した状態でペットボトル一本持ち、どう感じるかといったことを語り合うワークなどもある。感受性について、自分自身がどんなアンテナ持てているかと、人にどう表現するかが一体となったもの。感性については、経験がある経験が浅いだけで育まれているものではない。だか

らこそ一人の感性だけではなく、いじめ対応についても組織でやる必要があるということは法律にも示されているところである。それぞれの視点から意見を出し、そこに SC、SSW などの専門家も入れてすすめるということが法律に示されているのは、そういった意図がある。

(事務局)

違う感覚を持っているからこそ、そこで組織体制をつくれることが一番良い。しかし、働き方改革等による流れから、日々の共有や何気ない話から生まれる連携などの機会が減ったという課題も大きい。

(野田委員長)

情報をキャッチする教職員側の孤立化は懸念される場所。「最近どうか」などの話が、隣の人とできるだけでも違う。子どもたちの集団づくりをすすめる前には、教職員側の組織化は重要。

また、論理が矛盾しないように注意する必要があることは、発達支持的生徒指導とは特定課題を想定しない分野。いじめの SOS と言い切った途端には課題未然防止的生徒指導という次のステージになる。SOS の希求とは、いじめだけではなく、不登校、暴力行為など全てのことに共通する。虐待にかかるしんどさなども含め、ありとあらゆるものを希求しても良くて、教職員はそれをしっかり受け止めることが必要。今後発達支持的生徒指導にも着目するならば、学校は子どものしんどさ全てに関して拾える体制構築の研修も必要。学校教育活動全てにおいて子どもとつながりキャッチしていく視点で取組みをすすめていただきたい。ツールの話もしたが、事例に引っ張られすぎないように注意しておくこと。重大事態にまで発展した事案も、どこにその分岐点があったのかなど、教職員が他人事ではなく、自分事として聞き取れるように、情報が入ったときにはアンテナしっかりと立てておくことが必要だという事例の展開など進められればと思う。

4. その他

(非公開)

(事務局)

以上をもって、令和7年度第1回和泉市いじめ防止対策委員会を終了する。

<終了>